

公募要領

1. 事業名 平成30年度「文化庁映画週間」の企画運営

2. 事業目的

「文化庁映画週間」は日本の映画振興を目的に、我が国を代表する国際映画祭である東京国際映画祭と連携協力して、国内的、国際的なイベントを実施しており、その企画運営については、東京国際映画祭事務局と密接な連携を図り、事業を円滑に遂行することを必要とするものである。「文化庁映画週間（10月25日（木）～11月1日（木）（予定）」の企画運営に係る事業内容は以下のとおりである。

3. 事業内容

(1) 「文化庁映画週間」の企画運営

東京国際映画祭等、映画製作に関わる製作者、上映関係者、鑑賞者等、様々な立場の団体や関係者が情報交換及び交流・連携できるよう、映画業界に関わる関係者を集約し、国際交流の推進や今後の日本映画の振興等に資するテーマでのシンポジウムを企画し、開催する。また、文化庁映画賞として優れた文化記録映画作品及び我が国映画界で顕著な業績をあげた者に対し懸賞するとともに受賞作品の上映等のイベントを企画運営するなど、日本映画の振興・発信を目的とした「文化庁映画週間」の企画運営を行う。

(2) 広報宣伝

上記事業について広告宣伝等を行い、集客に努める。

(3) 報告書の作成

上記事業について記録を行い、終了後に報告書を作成する。

4. 公募範囲

平成30年度文化庁映画週間の企画運営にかかる業務

企画制作、会場提供、会場運営、映画上映、広報宣伝、印刷記録、その他実施に必要な事項。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) その他

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自らを經理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 法人活動の本拠としての事務所を有すること

6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術振興係

TEL : 03-5253-4111 (内線2083)

FAX : 03-6734-3815

e-mail : media@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出方法は、10部を郵送又は持参すること。

(郵送の場合)

- ・配達を証明できる方法により送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

(持参の場合)

- ・受付時間：平日10時～18時(12時～13時を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ・電子データとして、CD-R又はDVD-R等(ファイル形式は、一太郎2013、マイクロソフトワード2010、マイクロソフトエクセル2010、マイクロソフトパワーポイント2010まで。PDFも可)にて提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書(別紙様式1～3)

②事業実施主体の体制、財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料(様式任意)

(例 定款の写し、組織図、貸借対照表、収支決算書、類似の事業の事業報告書等)

③誓約書(別添様式)

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

⑤その他必要と思われる資料

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成30年6月8日(金)18時(必着)

提出先：上記(1)に示す場所

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 企画提案書募集に関する質問の受付

質問は、下記により受け付ける。

受付先：7. (1)に同じ

受付期間：平成30年5月28日(月)18時まで

9. 採択数及び積算見込額

採 択 数：見込額の範囲内で1件程度

見込額：1,914万円(金額は当該事業の総額。積算する際の目安とすること。)

10. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11. 従来の実施状況に関する情報

別紙のとおり。

12. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

13. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. スケジュール

①公募開始 平成30年5月14日(月)

②企画書提出〆切 平成30年6月8日(金)

③審査 平成30年6月中旬頃

選定及び事業計画書の提出

	平成30年6月下旬頃
④契約締結	平成30年6月下旬頃
⑤契約期間	契約締結日から平成31年2月28日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

15. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること（文化庁委託事業実施要領→<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>）。
- (2) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることがある。
- (3) 契約後、必要があると認めるときは、申請に基づき委託経費の一部又は全部を概算払いすることができる。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、停滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしく願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の精算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書等）
- ・銀行振込依頼書
- ・その他必要と思われる資料